

## 被扶養者の資格確認調査（検認）へのご協力をお願いします

当健保組合では、健康保険法施行規則第 50 条等に基づき、毎年被扶養者となっているご家族が現時点でもその資格を満たしているか確認調査を行っています。

本年度の対象は、被扶養者をもつ日本アイ・ビー・エム(株)以外の適用事業所社員です。被扶養者ありと登録されている被保険者のみなさまに、確認調査及

び必要な証明書類を提出していただき、被扶養者要件を満たしているかを審査します。

調書の発送は 6 月下旬、提出期限は 7 月末の予定です。期限までに提出がない場合は、保険証が無効となりますので、必ず提出してください。

なお、本年度は株式会社オークスに調査業務を委託しております。

## 被扶養者（異動）届をお忘れなく

被扶養者の方で、右のいずれかに当てはまり、被保険者との生計維持関係がなくなったときは、被扶養者から外す手続きが必要です。「健康保険被扶養者（異動）届」に被扶養者でなくなる方の保険証を添付の上、異動があった日から 5 日以内に当健保組合へ（現役社員の方は事業主様経由）ご提出ください。

※パートタイマーなどの短時間労働者であっても、一定の条件を満たし、勤務先の健康保険に加入した場合は被扶養者でなくなります。詳しくはホームページをご覧ください。

## こんなときは被扶養者でなくなります

- 子どもが就職した
- 子どもが結婚してその配偶者の被扶養者になった
- 給与、年金、不動産所得などの収入で、年間収入が 130 万円以上となった（60 歳以上または一定以上の障害がある場合は 180 万円）
- 亡くなった
- 75 歳になった

## 引っ越し等で住所が変更となった方へ

## 当健保組合にも、必ず届出を！

健診のご案内、健保からの各種お知らせ等は、みなさまから提出していただいた住所にお送りしております。

コロナ禍で社内便が使用できず、届かない書類もあります。大切なお知らせを確実にお届けするために、住所が変わった場合は、事業主様だけでなく当健保組合にも必ず「住所変更届」をご提出ください。

申請書類は当健保組合ホームページからダウンロードできます



## ★ 編集後記 ★

長らくコロナ禍で新しい働き方とライフスタイルが変わっていく中、食生活の乱れ、運動不足、ストレス蓄積等になりがちです。今後とも皆さまの健康づくりに少しでもお役に立てるような情報をお届けいたします。ぜひご愛読ください。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Web でのお問い合わせ」まで